

平成25年度

熊本における 労働災害の現状



熊本労働局

ま え が き

熊本県内における平成24年中の労働災害の被災者数は、休業4日以上が全産業で1,679人で、前年比115人減少しました。平成22年（1,773人）、23年（1,794人）と連続して増加していましたが、平成24年は過去最少を記録しました。一方、死亡者数は前年比7人増加して22人となりました。

休業4日以上死傷者が前年より増加した業種としては、建設業+22人（7.0%増）が目立っていますが、近年、第三次産業における労働災害の発生割合が年々高くなっています。

死亡災害については、業種別では建設業7人、運輸交通業4人、商業3人、製造業・林業で各2人、金融広告業・保健衛生業・接客娯楽業・その他で各1人となっており、また、事故の型別で見ますと、墜落・転落災害（5人）と交通事故（5人）が業種を問わず発生しています。

熊本労働局におきましては、平成25年度を初年度とする「第12次労働災害防止計画（5ヵ年）」で、死傷者数及び死亡者数の15%以上の減少を目標に「危険性又は有害性等の調査等」（リスクアセスメント）の実施率の向上を推進しています。当局の調査結果によれば、管内事業場におけるリスクアセスメントの導入は着実に進んでおり、今後の安全衛生水準の向上に期待しているところです。

各事業場におかれましては、リスクアセスメントの実施を含め、安全衛生管理体制を改めて点検し、年間計画の作成、実施、評価、改善のサイクルによって安全衛生管理を進め、さらに安全衛生水準の向上を図っていただきますようお願いします。

この冊子は、休業4日以上労働災害を発生させた事業場から県内各労働基準監督署に提出された「労働者死傷病報告」（休業1日から3日を除く）を集計分析し、県内の事業者や安全衛生担当者の活動に資するために作成したものです。

熊本県内の労働災害の防止のために、本書が広く活用されることを切望します。

平成25年5月

熊本労働局 労働基準部 健康安全課

INDEX

① 業種別年別労働災害発生状況	1
② 労働災害の推移(休業4日以上・死亡)	2
③ 休業4日以上	3
④ 死亡災害	3
⑤ 死亡災害発生状況	4
⑥ 業種別死亡災害の推移	6
⑦ 事故の型別死亡災害の推移	6
⑧ 業種別推移	7
⑨ 署別業種別発生状況	8
⑩ 署別発生状況	9
⑪ 事業場規模別発生状況	9
⑫ 労働者年齢別発生状況	9
⑬ 事故の型別発生状況(全産業・製造業・建設業)	10
⑭ 起因物別発生状況(全産業・製造業・建設業)	11
⑮ 交通労働災害業種別発生状況	12
⑯ 第3次産業における労働災害発生状況	13
⑰ 事故の型別発生状況(商業・保健衛生業・接客娯楽業)	14
⑱ 起因物別発生状況(商業・保健衛生業・接客娯楽業)	15
⑲ 事故の型別発生状況(小売業・医療保健業・社会福祉施設・飲食店)	16
⑳ 起因物別発生状況(小売業・医療保健業・社会福祉施設・飲食店)	17
㉑ 災害程度別発生状況	18
㉒ 労働災害の統計の見方	19
㉓ 業種別適用事業場数・適用労働者数	21

業種別年別災害発生状況

(労働者死傷病報告)

業種	平成20年			平成21年			平成22年			平成23年			平成24年		
	死亡	休業	計	死亡	休業	計	死亡	休業	計	死亡	休業	計	死亡	休業	計
01 食料品製造	1	132	133	3	141	144	0	118	118	0	113	113	0	122	122
02 繊維工業	0	2	2	0	4	4	0	2	2	0	2	2	0	3	3
03 衣服その他の繊維	0	3	3	0	4	4	0	4	4	0	2	2	1	5	6
04 木材・木製品	1	41	42	0	36	36	0	41	41	0	34	34	0	36	36
05 家具・装備品	0	6	6	0	3	3	0	3	3	0	2	2	0	2	2
06 パルプ等	0	4	4	0	4	4	1	4	5	0	2	2	0	4	4
07 印刷・製本	0	2	2	0	10	10	0	5	5	0	11	11	0	7	7
08 化学工業	0	17	17	0	15	15	0	10	10	0	16	16	0	14	14
09 窯業土石	1	24	25	0	30	30	2	24	26	0	26	26	1	23	24
10 鉄鋼業	0	8	8	0	7	7	0	8	8	0	5	5	0	8	8
11 非鉄金属	0	4	4	0	2	2	0	1	1	0	3	3	0	4	4
12 金属製品	0	60	60	0	48	48	1	40	41	1	55	56	0	31	31
13 一般機械器具	0	19	19	0	11	11	1	10	11	0	10	10	0	6	6
14 電気機械器具	1	16	17	0	13	13	0	21	21	0	20	20	0	21	21
15 輸送機械製造	0	30	30	1	20	21	0	29	29	1	22	23	0	19	19
16 電気・ガス	0	1	1	0	2	2	0	1	1	0	4	4	0	1	1
17 その他の製造	1	54	55	0	35	35	0	43	43	0	45	45	0	31	31
01 製造業小計	5	423	428	4	385	389	5	364	369	2	372	374	2	337	339
01 石炭鉱業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
02 土石採取業	1	7	8	1	9	10	0	10	10	0	5	5	0	8	8
03 その他の鉱業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
02 鉱業小計	1	7	8	1	9	10	0	10	10	0	5	5	0	8	8
01 土木工事	3	72	75	3	89	92	8	91	99	1	64	65	3	70	73
02 建築工事	1	161	162	3	141	144	0	140	140	2	142	144	2	146	148
03 その他の建設	2	35	37	0	50	50	0	35	35	1	41	42	2	50	52
03 建設業小計	6	268	274	6	280	286	8	266	274	4	247	251	7	266	273
01 鉄道等	0	3	3	0	4	4	0	10	10	0	2	2	0	5	5
02 道路旅客	0	13	13	1	26	27	1	29	30	1	21	22	0	12	12
03 道路貨物運送	7	221	228	1	181	182	2	169	171	1	179	180	4	153	157
04 その他の運輸交通	0	3	3	0	1	1	0	0	0	0	2	2	0	1	1
04 運輸交通業小計	7	240	247	2	212	214	3	208	211	2	204	206	4	171	175
01 陸上貨物	0	6	6	0	4	4	0	6	6	0	9	9	0	2	2
02 港湾運送業	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0
05 貨物取扱小計	0	8	8	0	4	4	0	6	6	0	11	11	0	2	2
01 農業	0	22	22	1	11	12	0	25	25	0	29	29	0	28	28
02 林業	2	69	71	1	56	57	1	52	53	2	62	64	2	61	63
06 農林業小計	2	91	93	2	67	69	1	77	78	2	91	93	2	89	91
01 畜産業	2	27	29	1	23	24	1	19	20	0	20	20	0	24	24
02 水産業	0	7	7	0	4	4	0	10	10	0	9	9	0	7	7
07 畜産・水産業小計	2	34	36	1	27	28	1	29	30	0	29	29	0	31	31
01 卸売業	0	43	43	0	29	29	1	28	29	0	35	35	2	29	31
02 小売業	2	181	183	1	174	175	2	195	197	3	217	220	1	190	191
03 理美容業	0	2	2	0	1	1	0	0	0	0	2	2	0	3	3
04 その他の商業	0	19	19	0	22	22	0	24	24	0	25	25	0	15	15
08 商業	2	245	247	1	226	227	3	247	250	3	279	282	3	237	240
01 金融業	0	21	21	0	21	21	0	23	23	0	17	17	1	24	25
02 広告・あっせん	0	1	1	0	7	7	0	4	4	0	2	2	0	4	4
09 金融広告業	0	22	22	0	28	28	0	0	27	0	19	19	1	28	29
01 映画・演劇業	0	2	2	0	0	0	0	1	1	0	3	3	0	0	0
10 映画・演劇業	0	2	2	0	0	0	0	1	1	0	3	3	0	0	0
11 通信業	0	52	52	0	46	46	0	39	39	0	32	32	0	25	25
01 教育研究	0	23	23	0	17	17	0	19	19	0	7	7	0	9	9
12 教育研究	0	23	23	0	17	17	0	19	19	0	7	7	0	9	9
01 医療保健業	0	75	75	0	73	73	0	92	92	0	74	74	1	68	69
02 社会福祉施設	0	44	44	1	62	63	1	90	91	0	92	92	0	96	96
03 その他の保健衛生	0	13	13	0	6	6	0	13	13	0	14	14	0	4	4
13 保健衛生業	0	132	132	1	141	142	1	195	196	0	180	180	1	168	169
01 旅館業	0	35	35	0	36	36	0	33	33	0	37	37	0	33	33
02 飲食店	1	60	61	1	45	46	0	49	49	0	51	51	1	56	57
03 その他の接客	0	51	51	0	43	43	0	43	43	1	42	43	0	44	44
14 接客娯楽	1	146	147	1	124	125	0	125	125	1	130	131	1	133	134
01 清掃・と畜	1	92	93	1	79	80	0	73	73	1	84	85	0	74	74
15 清掃・と畜	1	92	93	1	79	80	0	73	73	1	84	85	0	74	74
01 官公署	0	0	0	0	3	3	0	1	1	0	0	0	0	1	1
16 官公署	0	0	0	0	3	3	0	1	1	0	0	0	0	1	1
01 派遣業	0	1	1	0	2	2	0	1	1	0	7	7	0	1	1
02 その他の事業	0	58	58	1	70	71	0	63	63	0	79	79	1	77	78
17 その他の事業	0	59	59	1	72	73	0	64	64	0	86	86	1	78	79
合計	27	1,844	1,871	21	1,720	1,741	22	1,724	1,773	15	1,779	1,794	22	1,657	1,679

② 労働災害の推移（休業4日以上・死亡）

労働災害（休業4日以上）の推移

（労働者死傷病報告）

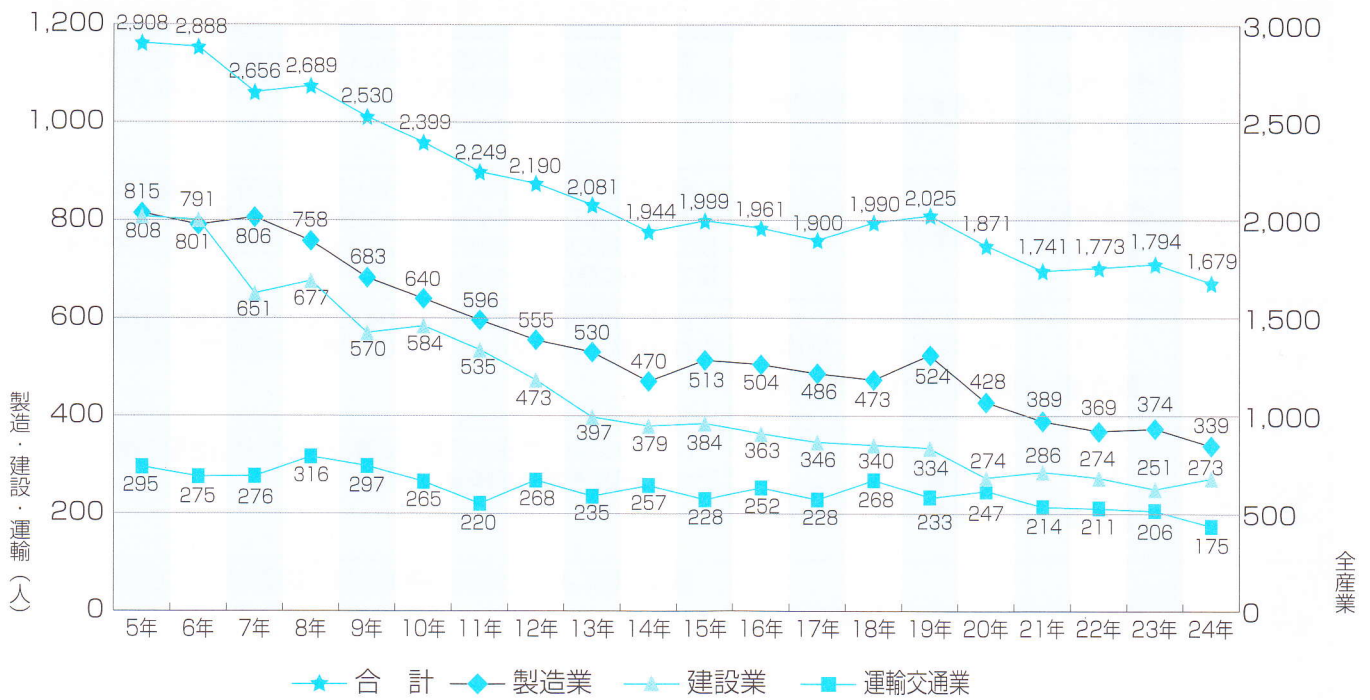
	5年	6年	7年	8年	9年	8次防 合計	10年	11年	12年	13年	14年	9次防 合計	15年	16年	17年	18年	19年	10次防 合計	20年	21年	22年	23年	24年	11次防 合計
製造業	815	791	806	758	683	3,853	640	596	555	530	470	2,791	513	504	486	473	524	2,500	428	389	369	374	339	1,899
鉱業	30	22	27	38	27	144	18	21	24	12	10	85	10	11	13	18	8	60	8	10	10	5	8	41
建設業	808	801	651	677	570	3,507	584	535	473	397	379	2,368	384	363	346	340	334	1,767	274	286	274	251	273	1,358
運輸交通業	295	275	276	316	297	1,459	265	220	268	235	257	1,245	228	252	228	268	233	1,209	247	214	211	206	175	1,053
貨物取扱業	14	5	8	2	10	39	6	9	8	12	9	44	7	5	6	10	4	32	8	4	6	11	2	31
農林業	154	178	147	129	127	735	113	115	104	90	90	512	96	69	81	58	82	386	93	69	78	93	91	424
畜産水産業	81	75	50	58	56	320	57	45	44	38	32	216	26	32	29	34	41	162	36	28	30	29	31	154
商業	297	321	247	223	275	1,363	236	228	272	264	252	1,252	248	233	241	271	250	1,243	247	227	250	282	240	1,246
金融広告業	29	39	30	42	26	166	36	37	30	27	28	158	24	23	26	17	21	111	22	28	27	19	29	125
接客娯楽業	167	157	155	170	185	834	179	175	144	184	146	828	156	142	155	142	142	737	147	125	125	131	134	662
その他	218	224	259	276	274	1,251	265	268	268	292	271	1,364	307	327	289	359	386	1,668	361	361	393	393	357	1,865
合計	2,908	2,888	2,656	2,689	2,530	13,671	2,399	2,249	2,190	2,081	1,944	10,863	1,999	1,961	1,900	1,990	2,025	9,875	1,871	1,741	1,773	1,794	1,679	8,818

労働災害（死亡）の推移

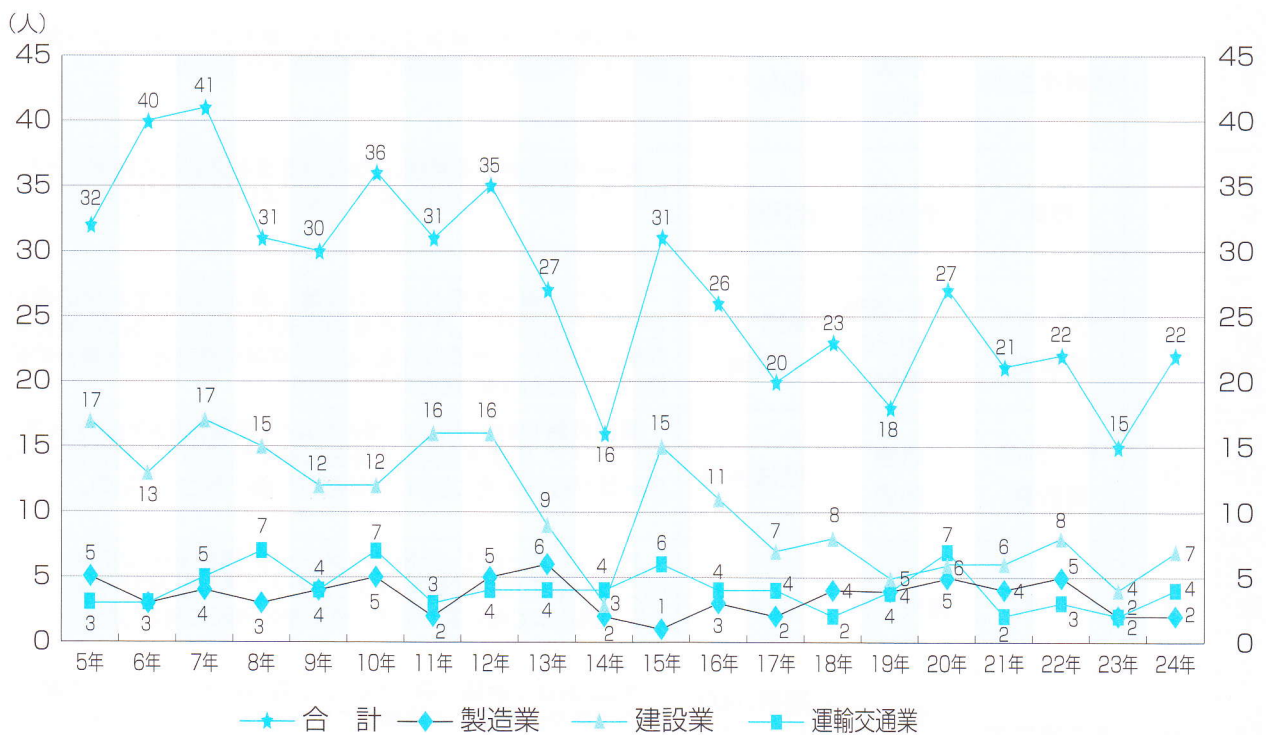
（労働者死傷病報告）

	5年	6年	7年	8年	9年	8次防 合計	10年	11年	12年	13年	14年	9次防 合計	15年	16年	17年	18年	19年	10次防 合計	20年	21年	22年	23年	24年	11次防 合計
製造業	5	3	4	3	4	19	5	2	5	6	2	20	1	3	2	4	4	14	5	4	5	2	2	18
土砂採取業	1	1	0	0	2	4	1	1	2	0	1	5	0	1	0	0	0	1	1	1	0	0	0	2
建設業	17	13	17	15	12	74	12	16	16	9	3	56	15	11	7	8	5	46	6	6	8	4	7	31
運輸貨物業	3	3	5	7	4	22	7	3	4	4	4	22	6	4	4	2	4	20	7	2	3	2	4	18
林業	2	7	2	3	3	17	1	4	2	2	0	9	1	1	0	0	2	4	2	1	1	2	2	8
商業	3	4	6	0	1	14	3	2	3	3	1	12	0	3	3	3	1	10	2	1	3	3	3	12
その他	1	9	7	3	4	24	7	3	3	3	5	21	8	3	4	6	2	23	4	6	2	2	4	18
合計	32	40	41	31	30	174	36	31	35	27	16	145	31	26	20	23	18	118	27	21	22	15	22	107

③ 休業4日以上



④ 死亡災害

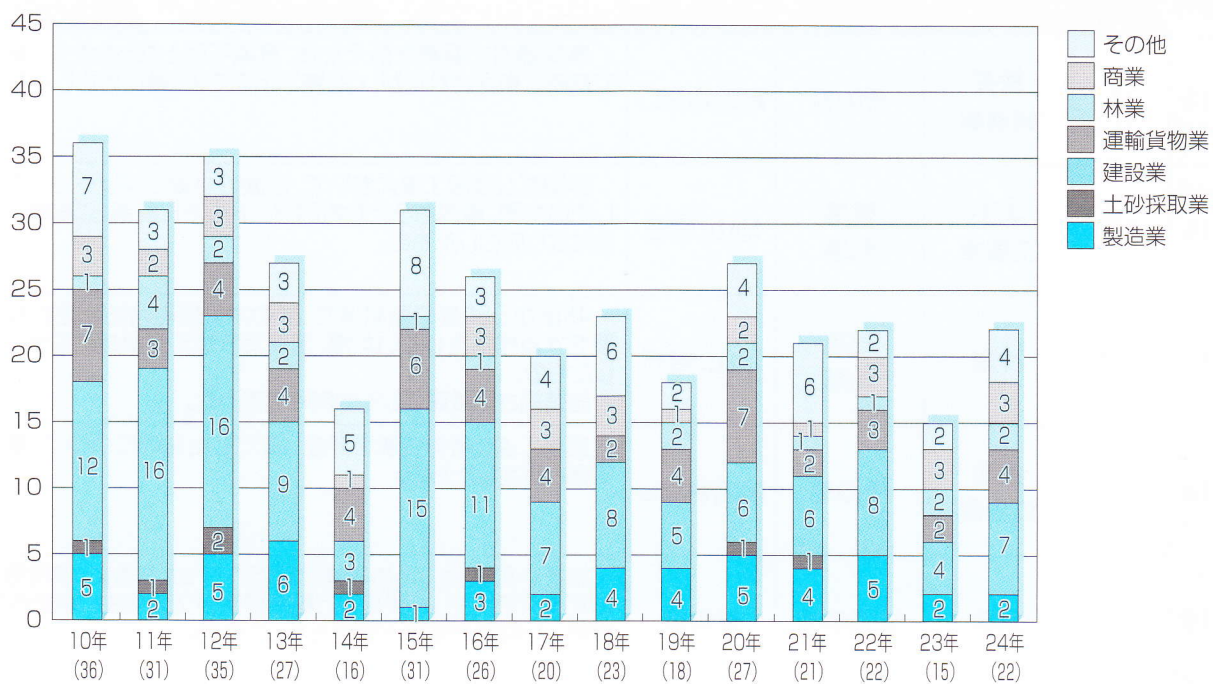


5 死亡災害発生状況

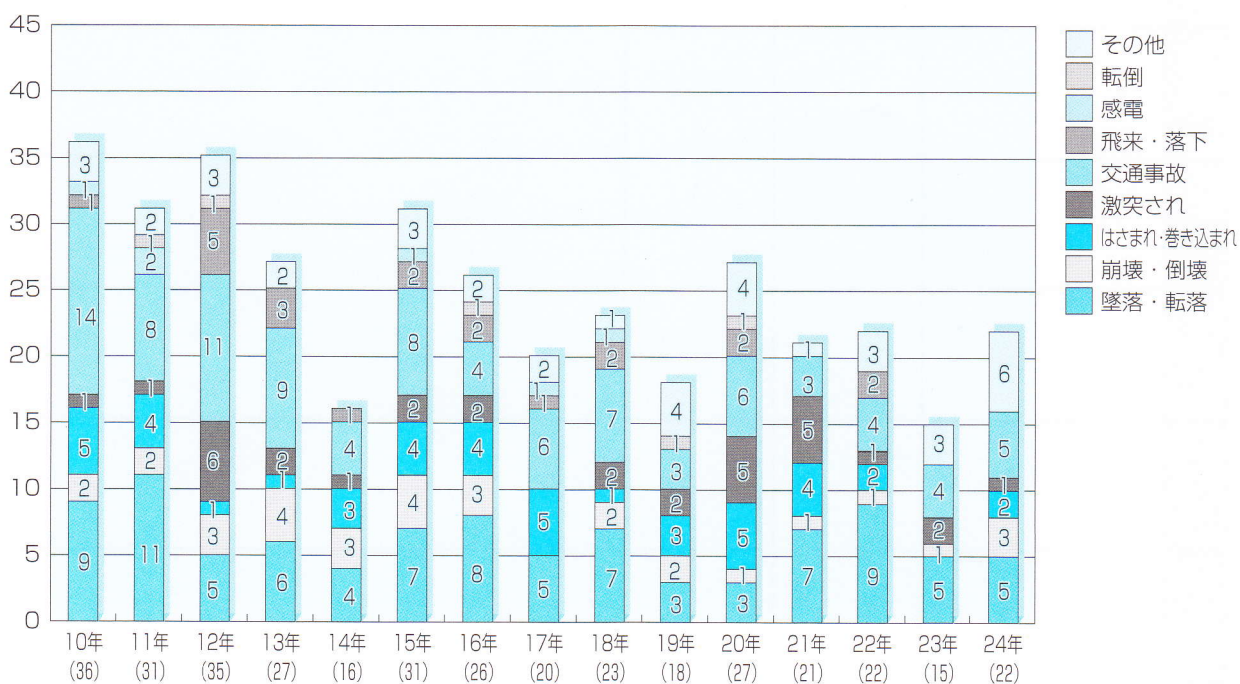
番号	発生月	業種	事故の型	起因物	発生状況
1	1	その他の建設業	交通事故	乗用車	県外から熊本県内の建設現場に行くため高速道路を移動中、走行車両が横転し、道路側面のコンクリート法面に激突したものの。
2	2	道路貨物運送業	交通事故	トラック	県外の国道を走行中、雪のためトラックが滑り、車線中央を塞ぐように停車した。タイヤチェーン装着のため降車してトラック横にいた際に反対車線を走行してきたトラックが衝突し、その衝撃で車体に轢かれたもの。
3	2	衣服製造業	はさまれ、巻き込まれ	射出成形機	古着の選別作業時に、梱包機械（上型と下型の間に衣類等を入れ、圧縮、成形するもの）により、古着と上型の間に挟まれたものの。
4	2	土木工事業	墜落・転落	トラック	トラックの助手席側から車内に置いていた弁当を取る際に、ステップから足を滑らせ墜落したものの。
5	4	その他	その他	起因物なし	過重労働により、出張先の宿泊施設で就寝中に死亡したものの。
6	4	道路貨物運送業	交通事故	トラック	県外の県道をトラックで走行中、交差点で信号待ちをしていた大型トレーラーに追突したものの。
7	5	窯業	墜落・転落	屋根、はりもや、けた合掌	自社敷地内の雑木を被災者がチェーンソーで伐倒したところ、当該伐倒木が隣接する建物に寄り掛って止まったため、被災者が当該建物の屋根に上り、寄り掛った伐倒木を両手で揺すっていたところ、誤って約5メートルの高さから墜落したものの。
8	7	保健衛生業	崩壊・倒壊	地山、岩石	集中豪雨に伴い事業主より早出出勤を命じられた被災者が、自家用車で出勤中に土石流に巻き込まれたものの。
9	7	商業	その他	起因物なし	業務中にめまいを発症し、自ら自動車を運転して帰宅したが、同日夜に自宅で倒れ、くも膜下出血により死亡したものの。
10	8	その他の建設業	高温・低温の物との接触	高温・低温環境	住宅の太陽光発電パネルの設置工事において足場用の資材をトラックから降ろしている最中に倒れ、死亡したものの。被災者が倒れた午前11時頃の気温・湿度は現場に最も近い気象台の観測点で気温34.4度、湿度43%であった。
11	9	その他の建設業	崩壊・倒壊	機械装置	機械装置（縦約150cm、横約60cm、重量約680kg）を台車2台に乗せて、労働者2名にて撤去作業を行っていたところ、当該装置が被災者側に倒れ、突起部分が胸に刺さったものの。
12	9	林業	激突され	立木等	チェーンソーにて、全長16.9メートル、直径30センチメートルのシイの木の伐倒作業を行っていたところ、追い口から4.1メートルの高さまで縦に裂け折れ、被災者の頭部に激突したものの。
13	9	木造建築業	墜落・転落	屋根、はりもや、けた合掌	木造2階建て新築工事において、2階の梁を取り付ける作業で、梁の上を掛矢を持って移動していたところ、バランスを崩し、高さ3.58メートルの梁から墜落したものの。
14	9	商業	崩壊・倒壊	フォークリフト	ボード（1枚約18kg、50枚梱包）をフォークリフトにてトラックから降ろす作業をしていたところ、ボードを留めていたPPバンドが外れ、崩れたボードが対面にいた被災者に激突したものの。

番号	発生月	業種	事故の型	起因物	発生状況
15	9	接客 娯楽業	その他	起因物なし	事業場内で頭痛を訴えた後、意識不明となったため、救急車で病院に搬送されたが、くも膜下出血で3日後に死亡したもの。
16	10	土木 工事業	墜落 転落	地山、岩石	砂防ダム建設工事において、法面の小段でブレーカーを運転していた際、車両もろとも約24メートル下に転落し、車両の下敷きになり死亡したもの。
17	10	林業	墜落 転落	地山、岩石	45度から50度の傾斜地で、杉の木に鹿被害防止用の枝条被覆をする作業をしていた際、足を滑らせて傾斜地に沿って墜落したもの。 墜落高さは垂直にして約30mであった。
18	10	金融 広告業	その他	起因物なし	業務により精神疾患を発症し死亡したものについて、業務上災害と認定したもの。
19	11	商業	交通事故	乗用車	本社への送金のため徒歩で銀行へ行った帰りに、信号機の無い交差点で発生した乗用車と軽乗用車の交通事故に巻き込まれ、横転した軽乗用車の下敷きとなったもの。
20	11	土木 工事業	はさまれ、 巻き込まれ	整地・運搬・ 積込用機械	土砂置場で、ダンプカーの運転手である被災者が、同僚の労働者が運転するドラグショベルに轢かれたもの。
21	12	道路貨物 運送業	分類不能	分類不能	県外のパーキングエリアの駐車中の車内で、脳挫傷等により死亡しているのが発見されたもの。
22	12	道路貨物 運送業	交通事故	トラック	県外の国道をトラックで走行中、大型トレーラーと正面衝突したものの。

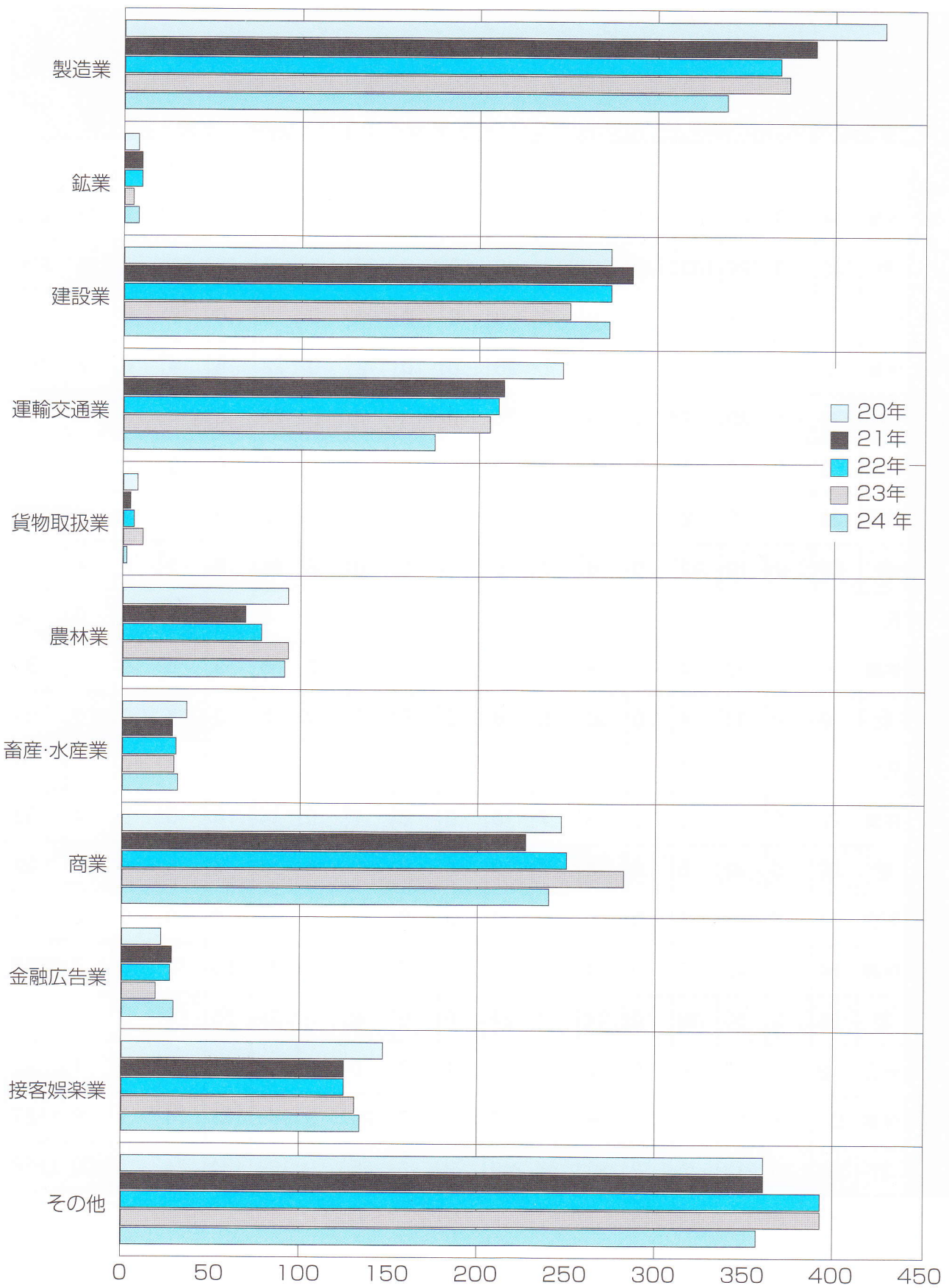
6 業種別死亡災害の推移



7 事故の型別死亡災害の推移



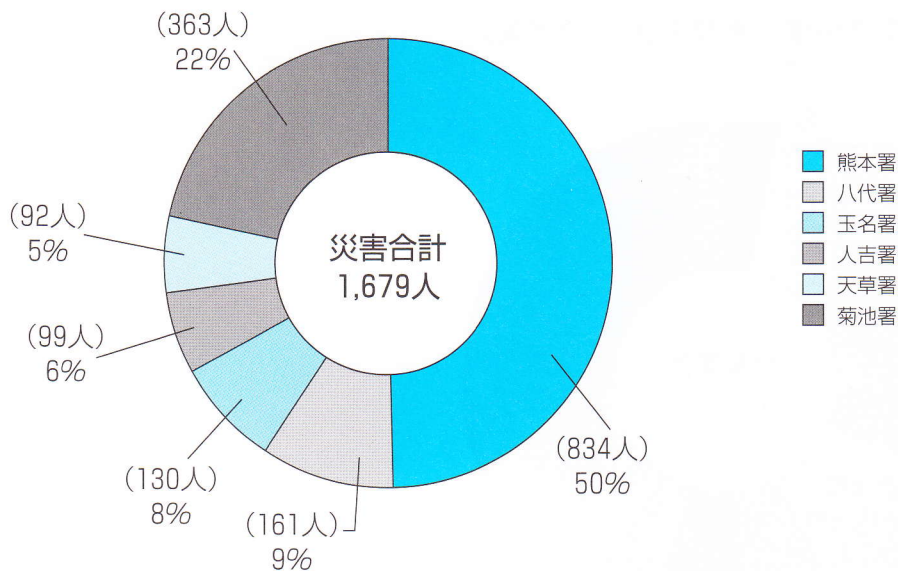
8 業種別推移



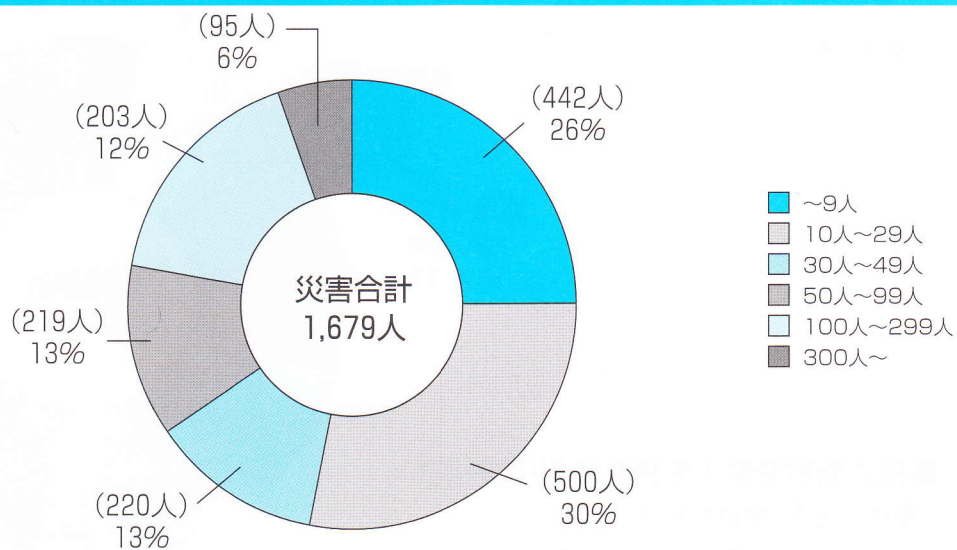
9 署別業種別発生状況

署	業種	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	合計
		製造業	鉱業	建設業	運輸交通業	貨物取扱	農林業	畜産・水産業	商業	金融広告業	映画・演劇業	通信業	教育研究	保健衛生業	接客娯楽	清掃・と畜	官公署	その他の事業	
熊本署	死亡	1	0	2	2	0	0	0	3	1	0	0	0	0	1	0	0	1	11
	休業	144	3	122	101	1	20	4	140	21	0	13	5	81	61	51	1	55	823
	計	145	3	124	103	1	20	4	143	22	0	13	5	81	62	51	1	56	834
八代署	死亡	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	休業	28	1	36	12	1	13	1	26	0	0	2	0	22	5	4	0	8	159
	計	28	1	38	12	1	13	1	26	0	0	2	0	22	5	4	0	8	161
玉名署	死亡	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	休業	39	1	19	12	0	6	7	16	1	0	0	2	16	5	1	0	4	129
	計	39	1	19	13	0	6	7	16	1	0	0	2	16	5	1	0	4	130
人吉署	死亡	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	休業	10	0	30	4	0	28	5	8	0	0	1	0	5	3	3	0	0	97
	計	10	0	30	4	0	30	5	8	0	0	1	0	5	3	3	0	0	99
天草署	死亡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	休業	22	0	12	5	0	8	7	10	0	0	1	0	14	4	5	0	4	92
	計	22	0	12	5	0	8	7	10	0	0	1	0	14	4	5	0	4	92
菊池署	死亡	1	0	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	6
	休業	94	3	47	37	0	14	7	37	6	0	8	2	30	55	10	0	7	357
	計	95	3	50	38	0	14	7	37	6	0	8	2	31	55	10	0	7	363
合計	死亡	2	0	7	4	0	2	0	3	1	0	0	0	1	1	0	0	1	22
	休業	337	8	266	171	2	89	31	237	28	0	25	9	168	133	74	1	78	1,657
	計	339	8	273	175	2	91	31	240	29	0	25	9	169	134	74	1	79	1,679

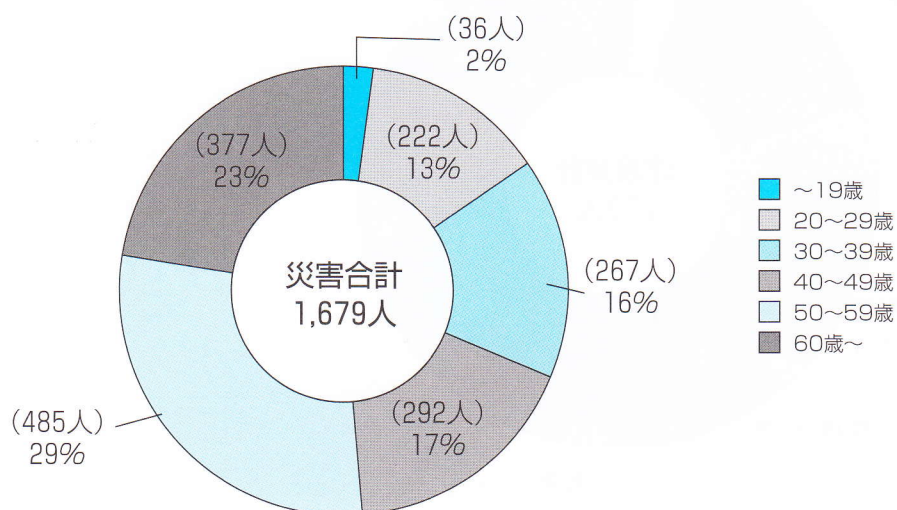
10 署別発生状況



11 事業場規模別発生状況

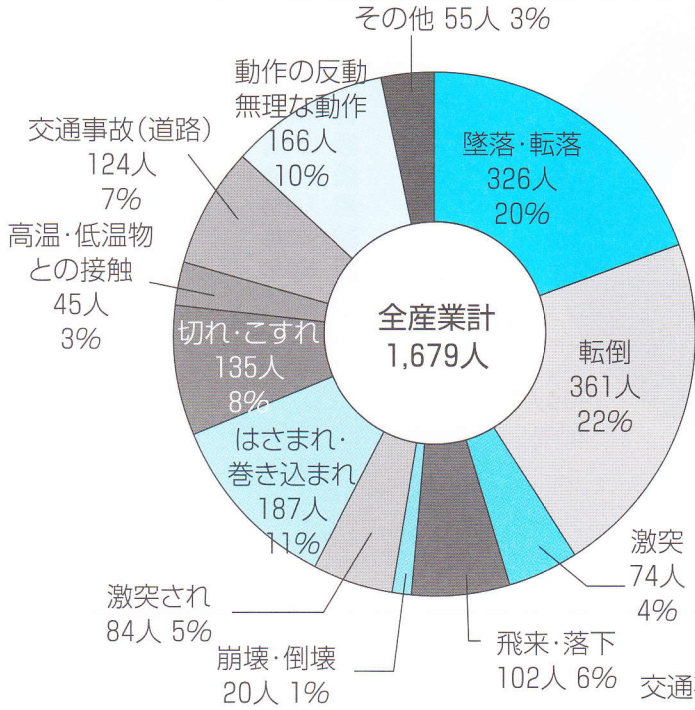


12 労働者年齢別発生状況

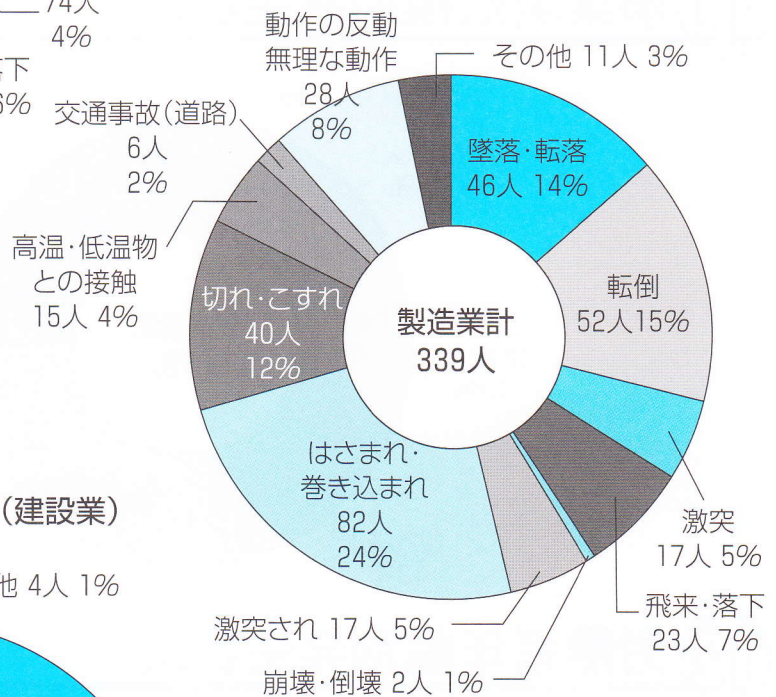


13 事故の型別発生状況(全産業・製造業・建設業)

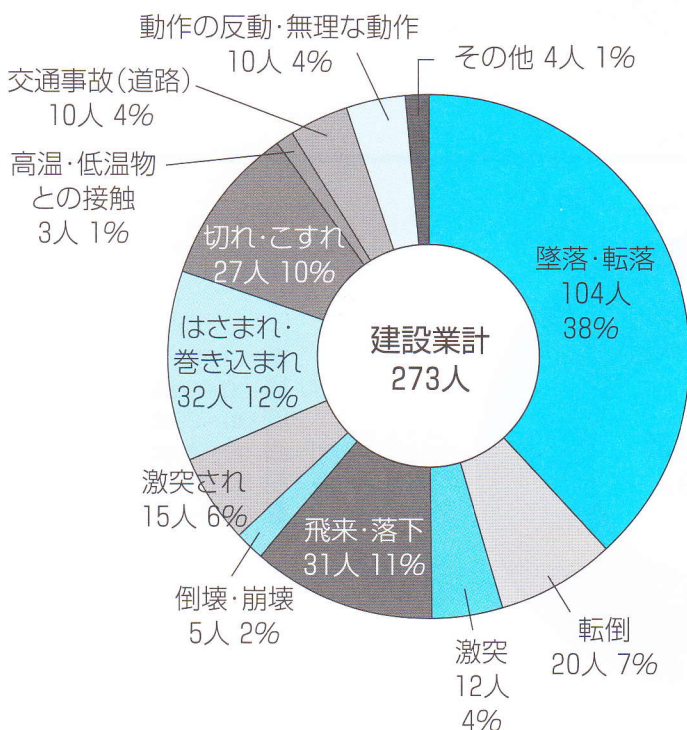
事故の型別労働災害発生状況(全産業)



事故の型別労働災害発生状況(製造業)

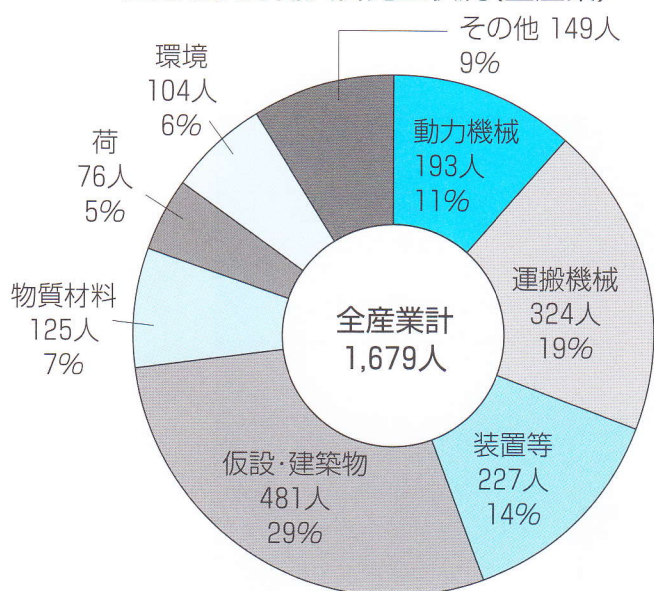


事故の型別労働災害発生状況(建設業)

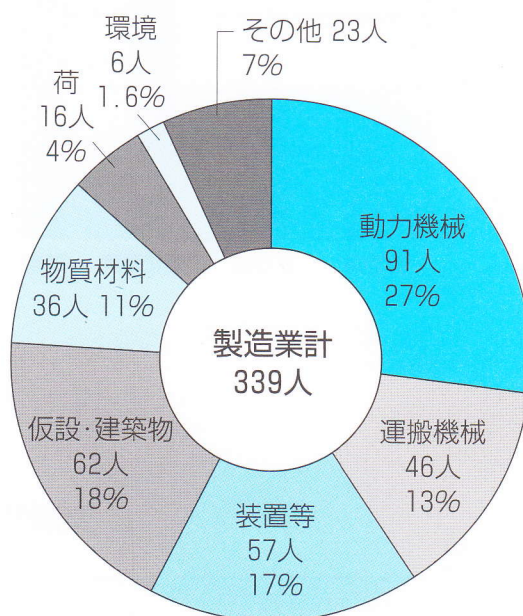


14 起因物別発生状況(全産業・製造業・建設業)

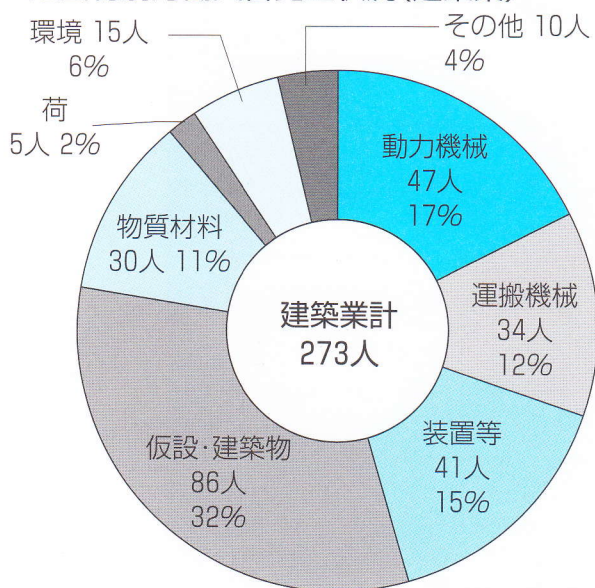
起因物別労働災害発生状況(全産業)



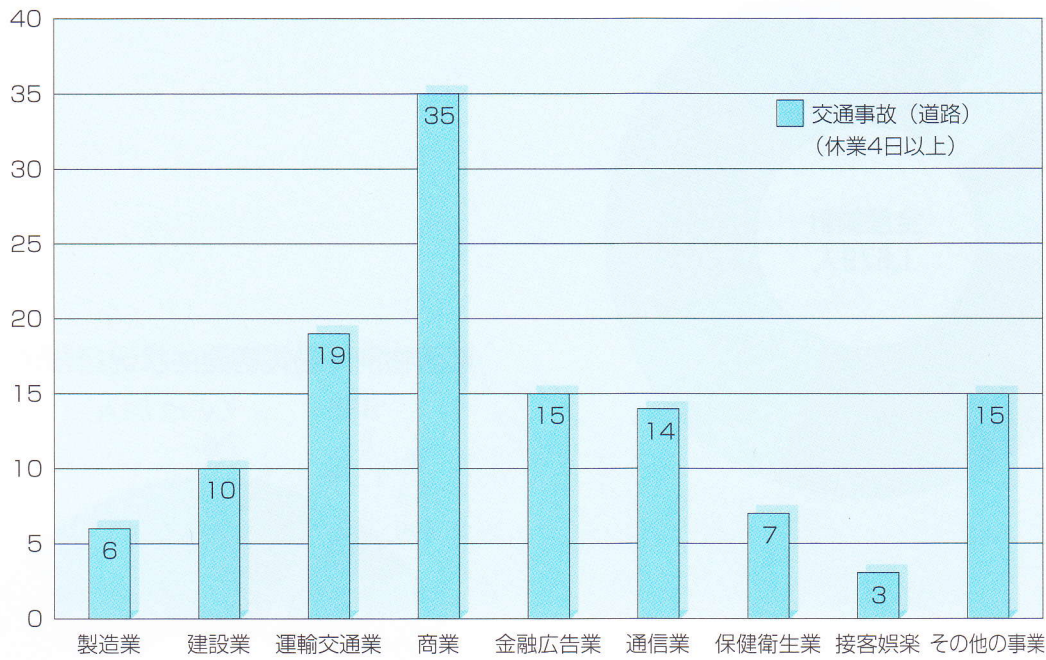
起因物別労働災害発生状況(製造業)



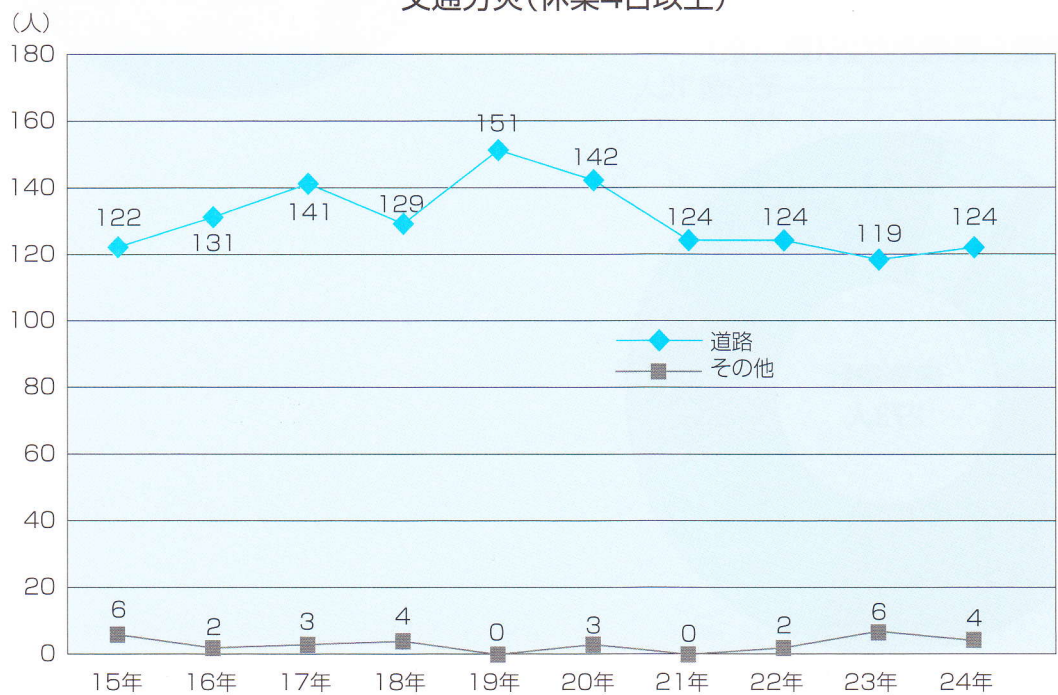
起因物別労働災害発生状況(建設業)



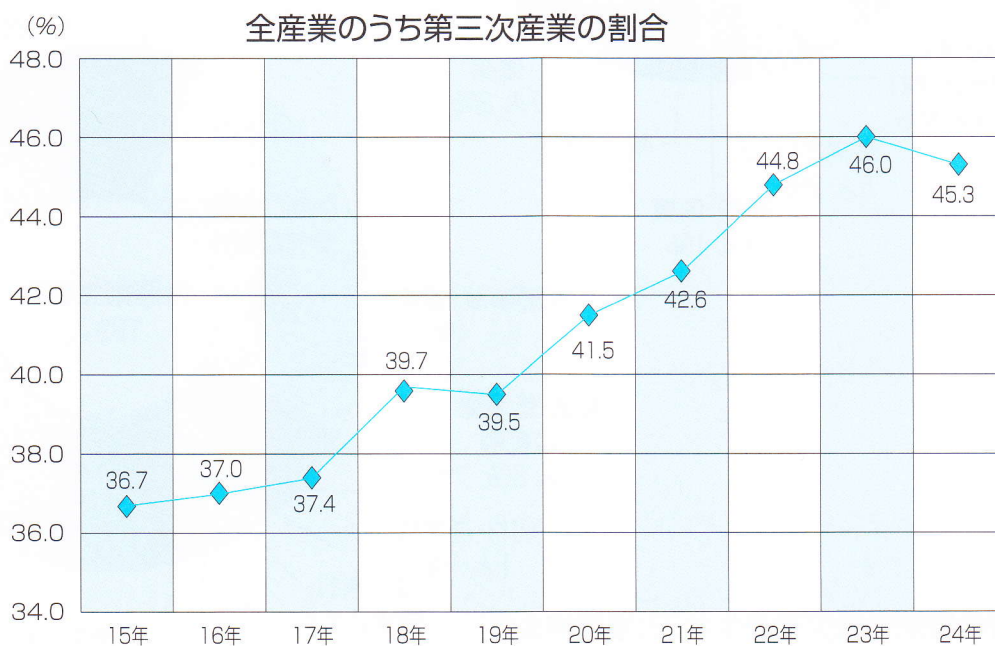
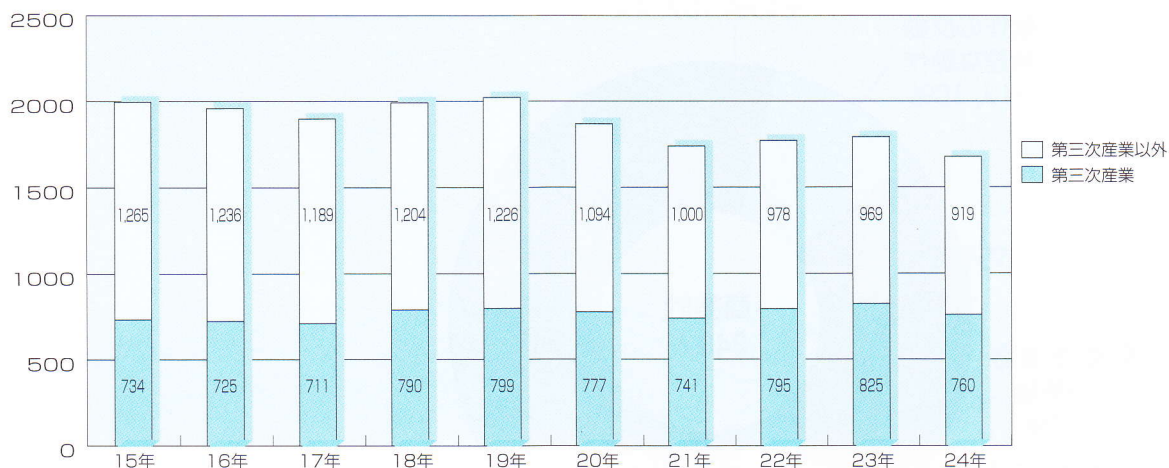
15 交通労働災害業種別発生状況



交通労災(休業4日以上)



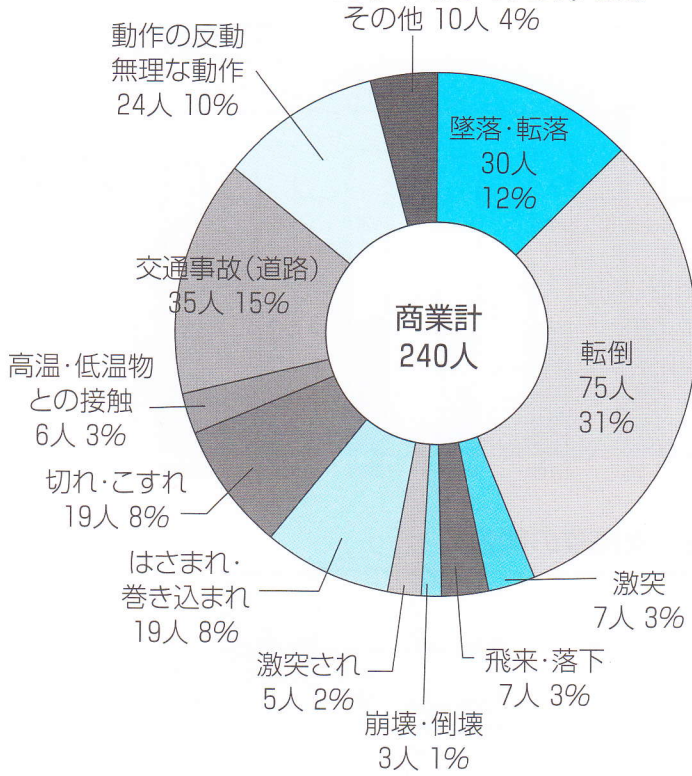
16 第三次産業における労働災害発生状況



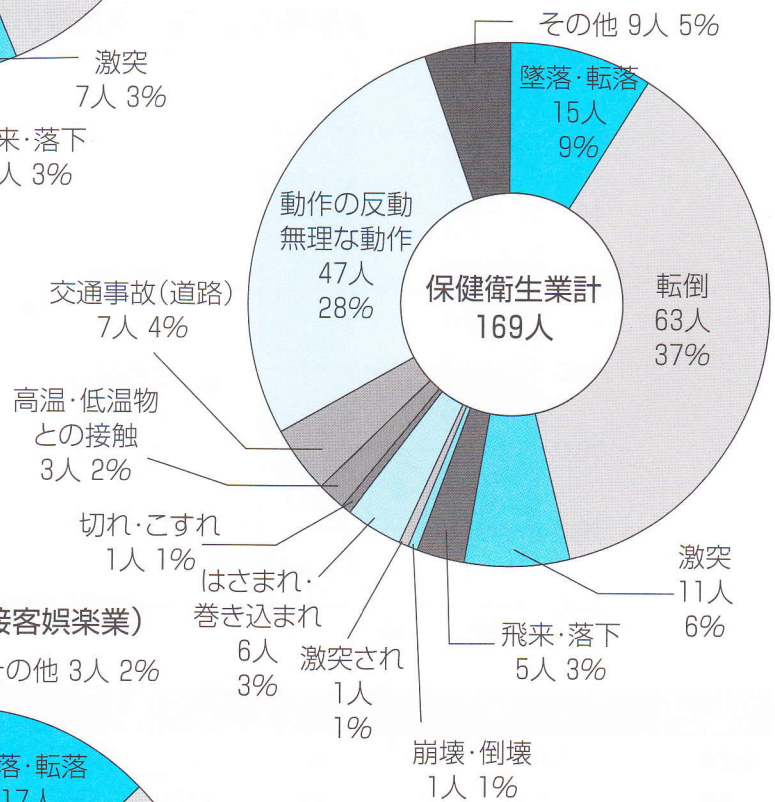
	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年
全産業	1,999	1,961	1,900	1,990	2,025	1,871	1,741	1,773	1,794	1,679
商業	248	233	241	272	250	247	227	250	282	240
金融広告業	24	23	26	17	21	22	28	27	19	29
映画・演劇業	0	0	0	1	0	2	0	1	3	0
通信業	6	11	33	44	58	52	46	39	32	25
教育研究業	20	11	11	12	13	23	17	19	7	9
保健衛生業	126	130	109	136	161	132	142	196	180	169
接客娯楽業	156	142	155	142	142	147	125	125	131	134
清掃・と畜	70	84	69	93	73	93	80	73	85	74
官公署	2	0	4	2	0	0	3	1	0	1
その他の事業	82	91	63	71	81	59	73	64	86	79
第三次産業計	734	725	711	790	799	777	741	795	825	760
第三次産業の割合	36.7%	37.0%	37.4%	39.7%	39.5%	41.5%	42.6%	44.8%	46.0%	45.3%
第三次産業以外	1,265	1,236	1,189	1,204	1,226	1,094	1,000	978	969	919

17 事故の型別発生状況(商業・保健衛生業・接客娯楽業)

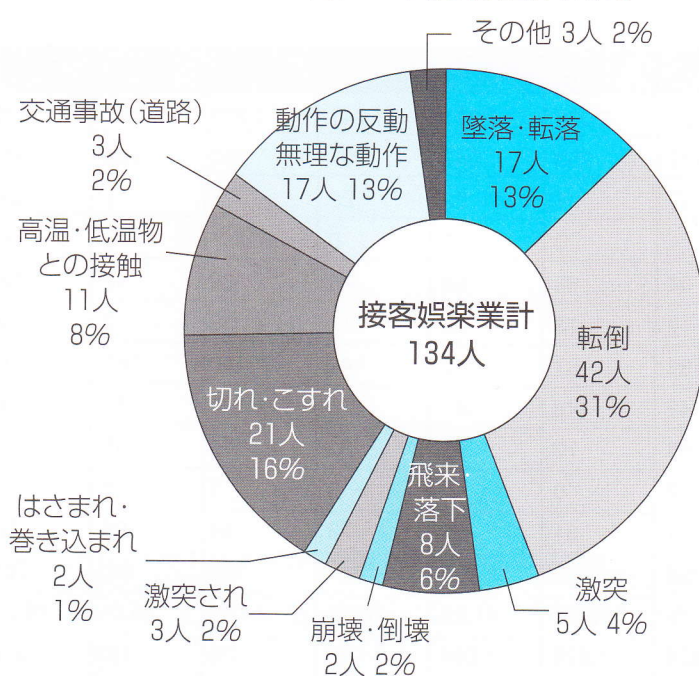
事故の型別労働災害発生状況(商業)



事故の型別労働災害発生状況(保健衛生業)

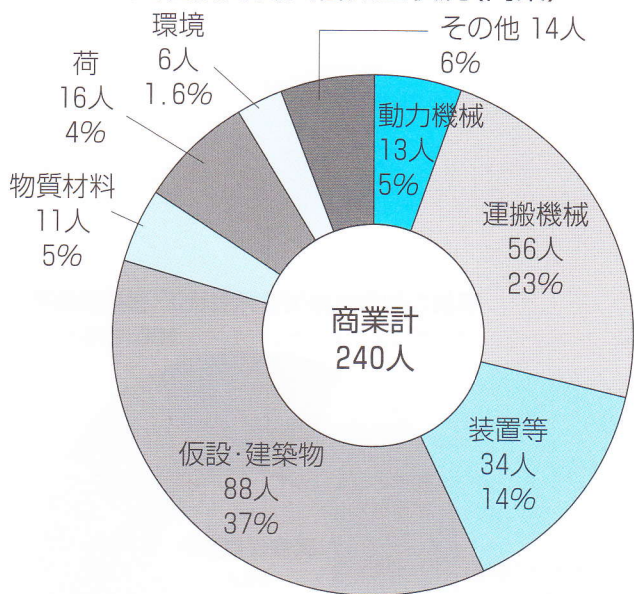


事故の型別労働災害発生状況(接客娯楽業)

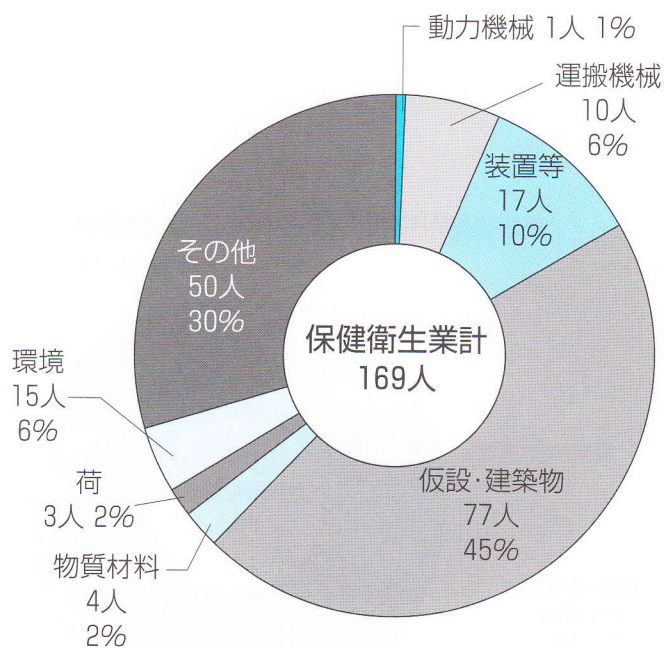


18 起因物別発生状況 (商業・保健衛生業・接客娯楽業)

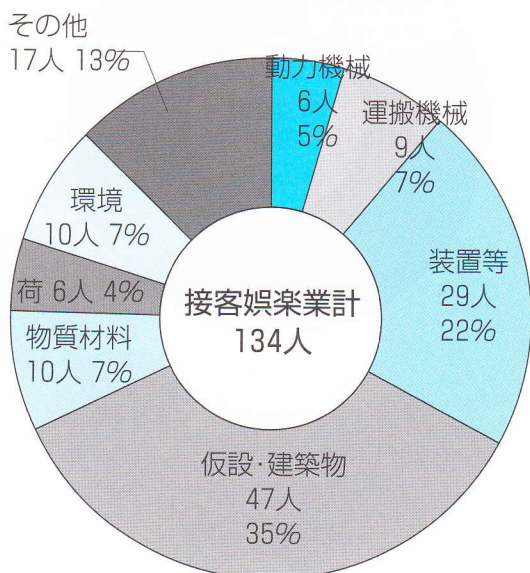
起因物別労働災害発生状況(商業)



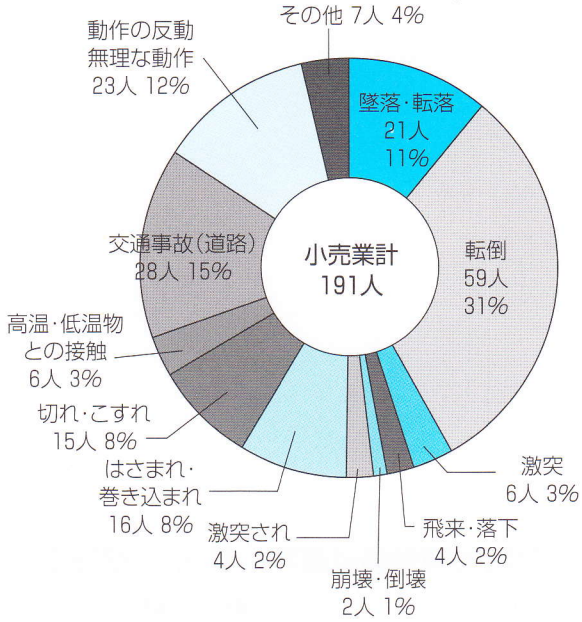
起因物別労働災害発生状況(保健衛生業)



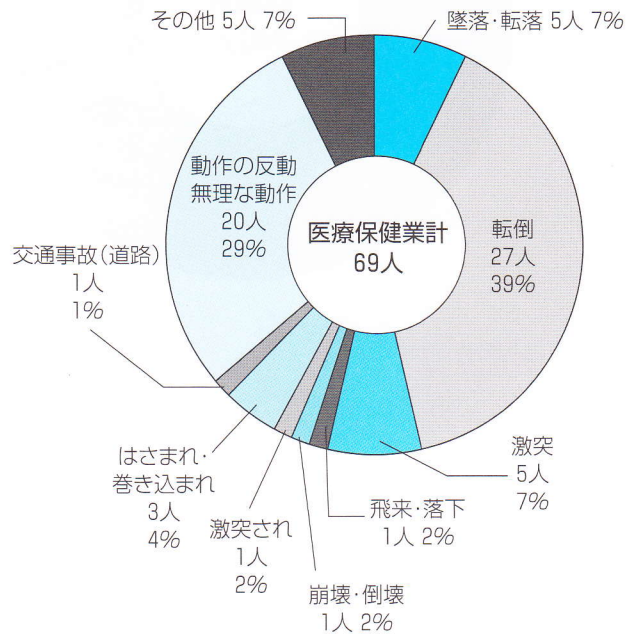
起因物別労働災害発生状況(接客娯楽業)



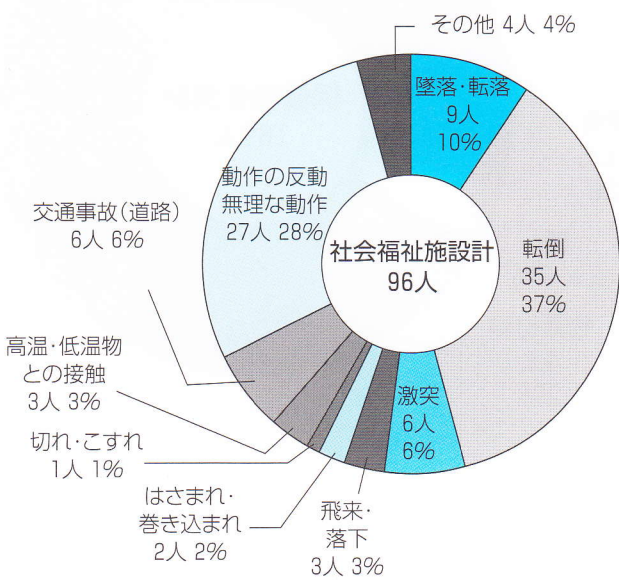
事故の型別労働災害発生状況(小売業)



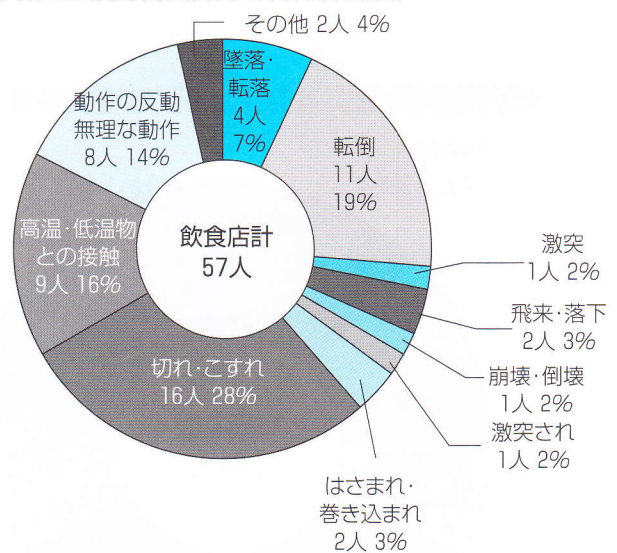
事故の型別労働災害発生状況(医療保健業)



事故の型別労働災害発生状況(社会福祉施設)

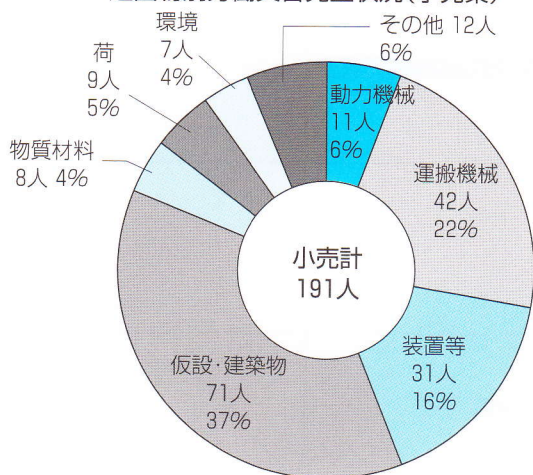


事故の型別労働災害発生状況(飲食店)

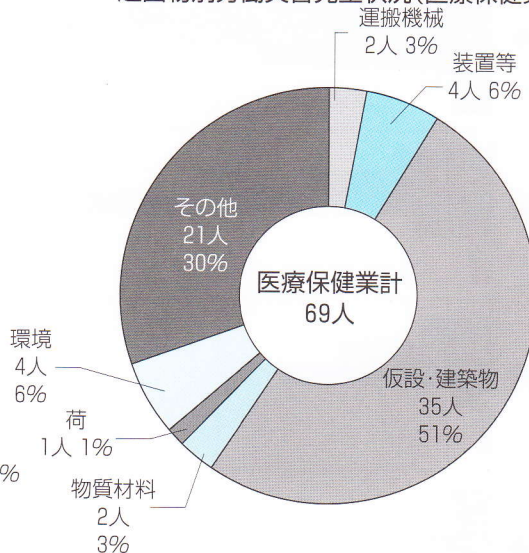


20 起因物別発生状況(小売業・医療保健業・社会福祉施設・飲食店)

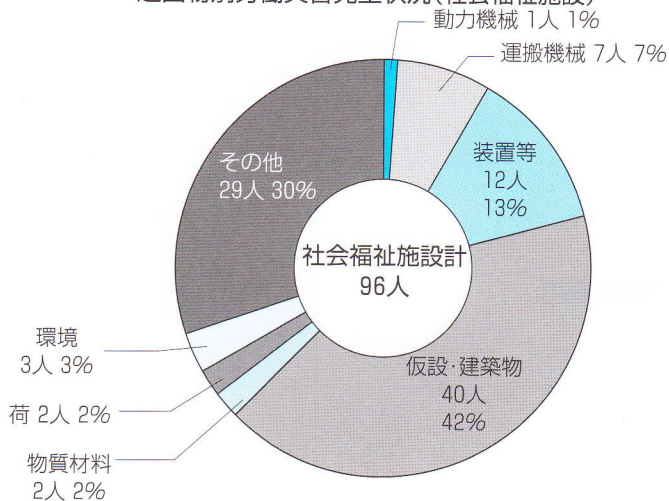
起因物別労働災害発生状況(小売業)



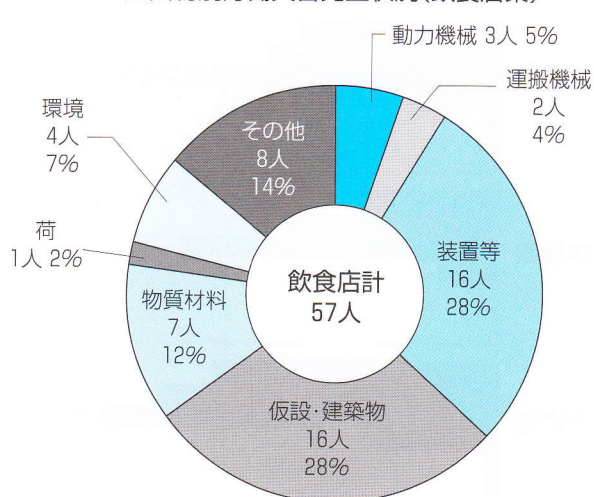
起因物別労働災害発生状況(医療保健業)



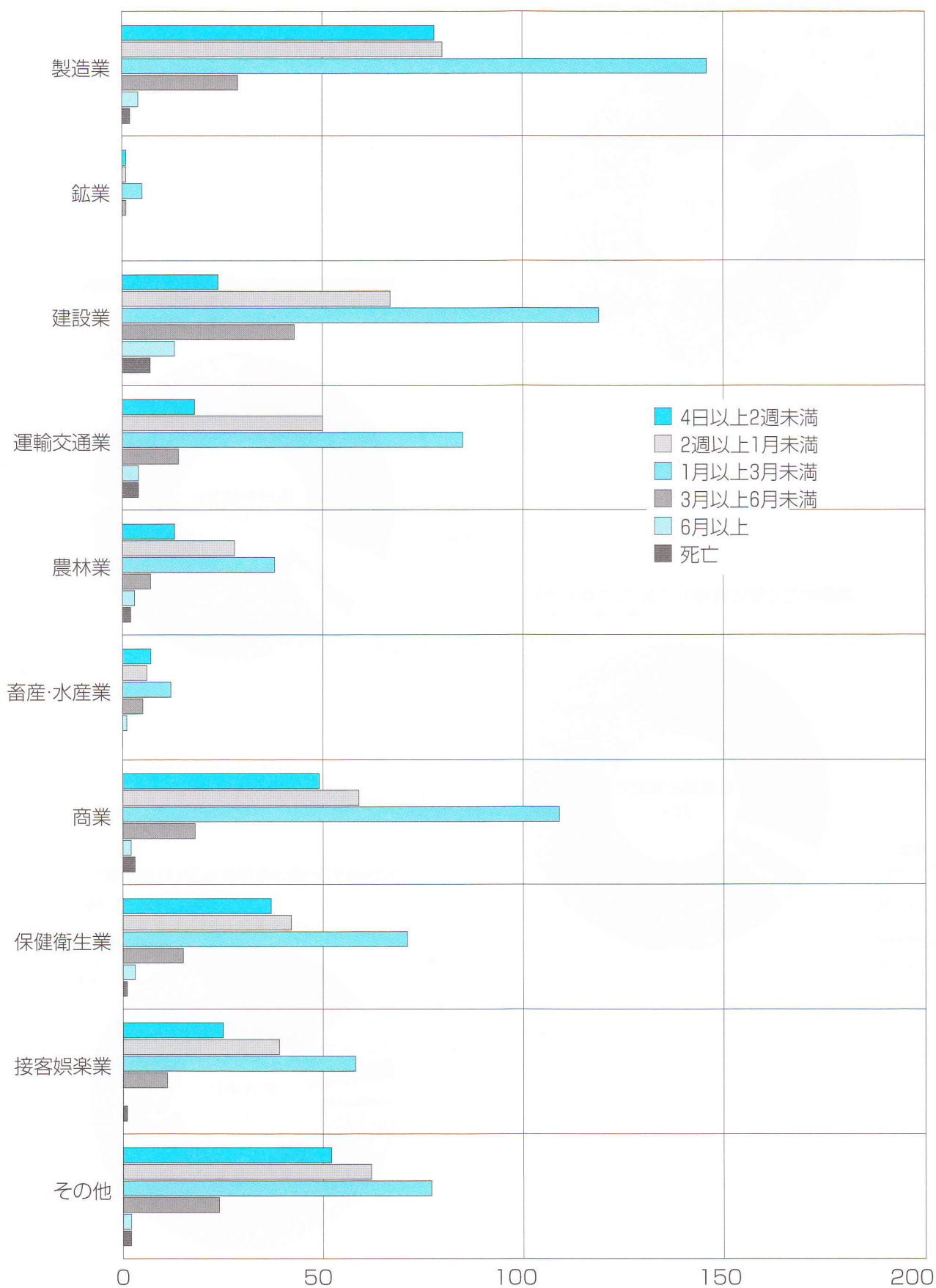
起因物別労働災害発生状況(社会福祉施設)



起因物別労働災害発生状況(飲食店業)



20 災害程度別労働災害発生状況（平成23年）



22 労働災害の統計の見方

1 労働災害とは、

(1) 労働災害の定義

労働災害とは、労働安全衛生法上、「労働者が業務に起因して負傷し、疾病に罹り又は死亡すること」と定義されており、別の言葉で定義すれば「労働契約又は雇用契約に基づき、事業主の支配下又は管理下にあることによる危険性が実現化したと経験上認められること」です。正確には、以下の4つの条件を満たす事故のことをいいます。

ア 災害（負傷、疾病又は死亡）が発生していること

イ 被災者が労働者であること（労働者性）

労働基準法上の労働者とは、事業主との間に労働契約を締結し、事業主（又はその代理人等）との間に使用従属性が認められる者のことです。具体的には、下記の①が認められる者が労働者となります。より詳細には、②から⑦までは認められれば労働者性が認められやすくなります。1人親方の災害は、労働災害には集計しません。

① 労働時間、出来高等によって定まる「賃金」が支払われること

② 働く場所、時間、作業方法等の仕事のやり方の最終的な決定権を事業主が有すること

③ 事業利益・不利益の危険は、基本的には事業主が負うこと（事業主の利益、不利益によらず、一定の計算方法で定まる賃金が支払われること。なお、事業利益・不利益により手当金の額が変動することは含まれない）

④ 指示された仕事を、自由に（事業主の許可を得ず、自己の資金で）社外の者に請け負わせることができないこと

⑤ 使用者からの個々の仕事の指示を原則として拒否できないこと

⑥ 仕事の場所、機器、設備等（資金）を事業主の側が提供すること

⑦ 他の労働者に比して、報酬が極端に高くないこと

ウ 災害の原因となった事実が業務であること（業務性）

業務の有無は、たんに勤務時間中の災害かどうかだけで決まるものではありません。勤務時間中であっても、本人又は事業主の私用のための行為中や、レクリエーション等の準備中の事故等は、原則として業務性が否定されます。一方、勤務時間外の災害でも業務性が認められる場合があります。業務性の判断には、災害に遭遇した際の行為が事業の遂行に必要かどうかが重要となります。

なお、通勤途上の通勤時の災害は「通勤災害」であり、労働災害には集計しません。

エ 業務と災害の間に因果関係が存在すること（業務起因性）

業務起因性とは、業務と災害との因果関係のことです。その業務をしていれば、そのような災害に遭うことがあると経験的に考えられれば、業務起因性が認められます（相当因果関係説）。業務起因性が認められる前提要件として、業務遂行性という概念がありますが、これは、「労働契約に基づいて事業主の管理下又は支配下にあること」で、事業場での通勤中、事業場内での休憩中等、出張中の3つの型があります。

(2) 職業性疾病とは

労働災害のひとつである職業性疾病とは、業務に起因して疾病に罹患することで、その範囲は、労働基準法第75条第2項により、同法施行規則第35条（別表1の2）に定めてあります。具体的には、次の疾病をいいます。

ア 業務上の負傷に起因する疾病

例：災害性の腰痛（いわゆるぎっくり腰などで、打ち身による腰痛は除かれます）、負傷による疾病、異物進入による眼疾病

イ 物理的因子にさらされる業務に起因する疾病

例：騒音による難聴、暑熱な場所における熱中症

ウ 身体に過度の負担がかかる作業態様の業務に起因する疾病

例：振動工具による振動病、頸骨腕症候群

- エ 化学物質にさらされる業務に起因する疾病
例：酸素濃度の低い場所における業務による酸欠症
- オ 粉じんを飛散する場所における業務によるじん肺症又はその合併症
- カ 細菌、ウィルス等の病原体にさらされる業務に起因する疾病
例：屋外業務におけるつつが虫病
- キ がん原性物質等にさらされる業務に起因する疾病
- ク 前各号に掲げるもののほか厚生労働大臣の指定する疾病
- ケ その他の業務に起因することの明らかな疾病

2 労働災害統計における業種分類

労働災害に限らず、労働基準関係の統計の多くは、業種分類に、労働基準法別表第一の分類方法を用います。これは、労働基準法をどのように適用するのが妥当かという観点からの区分なので、通常用いられる業種分類とは大きく異なっています。例えば、「製造業」と「映画・演劇等の興業」、「教育・研究・調査業」等が大分類として同格に扱われ、また、製造業に「電気・ガス・水道業」、「クリーニング業」等が含まれることなどです。

また、業種は事業場ごとに決まりますので、単一企業の2つの工場が、異なる業種に分類されることがあります。そのため、工場、出先が本社と業種分類が異なることがあります。

一方、パン・菓子を製造して販売する事業場のように、複数の業種に分類され得る場合がありますが、この場合はどちらか主な業種で分類します。

3 労働災害の型について

労働災害の型とは、労働災害の原因の分類手法です。被害の原因の分類手法ではありません。例えば、高所での有機溶剤の吹き付け作業で、有機溶剤に中毒して意識を失い、水槽へ墜落して溺死した場合は「有害物等との接触」に分類されます。

以下、一般の方からの質問の多い災害の型をいくつか説明します。

- (1) 墜落・転落……高所からの労働者が墜落又は転落することです。
- (2) 飛来・落下……他所から飛来又は高所から落下してきた物が労働者に当たることです。労働者が落下した場合は「墜落・転落」です。
- (3) 激突され……労働者が、伐倒木に激突されたり、移動式クレーンの上部構造物に激突されるなど、物体に激突されることです。
- (4) 激突……労働者が物にぶつかることです。労働者が歩行していて梁にぶつかった場合などを行います。一方、工場内でフォークリフトを運転していて建築物等に激突した場合は、交通事故に分類します。

4 労働災害の起因物について

労働災害の起因物とは、その災害の原因となった物のことです。労働者を傷つけた物（加害物）とは必ずしも一致しません。例えば、足場から墜落し、道路の石に激突して負傷した場合は、足場（仮設・建築・構築物）が起因物であり、道路の石（環境等）は加害物となります。

以下、一般の方から質問の多い起因物をいくつか説明します。

- (1) 仮設・建築・構築物……足場、構台、建築物等です。
- (2) 動力運搬機……トラック、ダンプカー、フォークリフト、ベルトコンベア、貨車等です。
- (3) 環境等……地山、岩石、異常環境、高温・低温環境、立木、川、池、海、蜂・ヘビ等です。
- (4) 荷……荷姿をした荷物です。運搬途中のものでも荷姿をしていなければ荷にはなりません。
- (5) 乗物……乗用車、単車などいわゆる交通機関です。
- (6) 動作の反動……被災者の動作の反動であって、他人の動作が原因になっている場合は含みません。

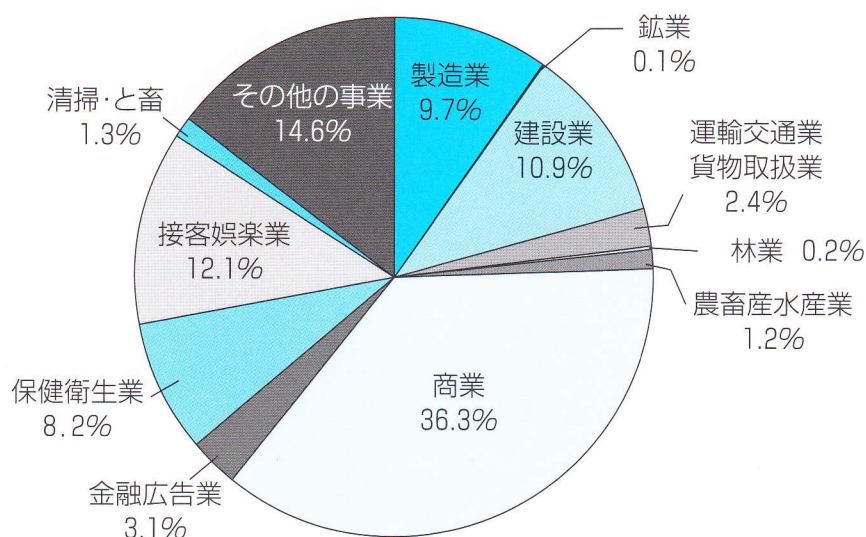
5 「労働者死傷病報告」と「労災給付データ」

厚生労働省が発表する「休業4日以上死傷災害」の件数は、労働者死傷病報告によるものと労災給付データによるものの2通りがあります。労働者死傷病報告とは、労働安全衛生法に基づく事業者から労働基準監督署への報告で、休業災害が発生した場合に報告が義務づけられています（3日以内と4日以上で様式等が異なります）。一方、労災保険業務で新たに休業補償（労災保険の休業補償は、休業4日以上死傷の場合に支給される）の決定を行った件数が労災給付データです。この2つによる休業4日以上死傷災害件数は、出張災害等で計上する場所が異なる等の理由により、必ずしも一致しないのが普通です。

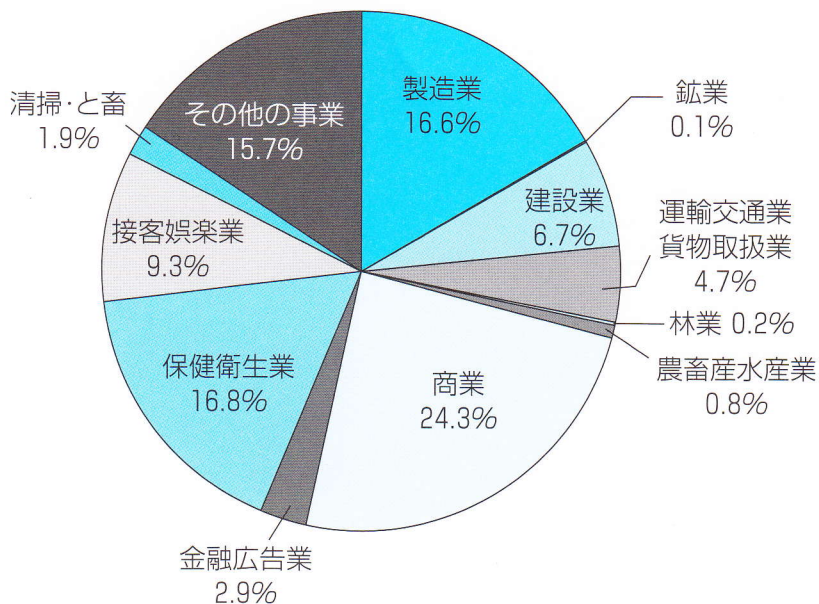
通常、休業4日以上死傷災害件数という場合には労災給付データを指しますが、労災給付データは詳細な分析に向いていないため、詳細な分析を行う場合には、労働者死傷病報告を用いることが多くなっています。

23 業種別適用事業場数・適用労働者数

熊本県内業種別事業場数(全数59,379事業場)



熊本県内業種別労働者数(全数613,534人)



	製造業	鉱業	建設業	運輸交通業 貨物取扱業	林業	農畜産水産業	商業	金融 広告業	保健 衛生業	接客 娯楽業	清掃・ と畜	その他 の事業	合計
事業場数	5,681	49	6,378	1,386	120	698	21,238	1,807	4,823	7,071	750	9,378	59,379
事業場数 比率	9.6%	0.1%	10.7%	2.3%	0.2%	1.2%	35.8%	3.0%	8.1%	11.9%	1.3%	15.8%	100.0%
労働者数	101,818	494	41,093	28,814	1,346	4,743	149,315	17,584	103,113	57,315	11,878	96,021	613,534
労働者数 比率	16.6%	0.1%	6.7%	4.7%	0.2%	0.8%	24.3%	2.9%	16.8%	9.3%	1.9%	15.7%	100.0%

(平成21年事業所・企業統計調査に基づく)